

第6号議案

需要想定要領の改正時期の変更について

需要想定要領の改正時期は業務規程第19条第4項により、毎年11月上旬までに理事会において改正を決定することとなっている。今回の需要想定要領改正は、経済産業省令の改正を受けて実施する内容が含まれているが、省令の改正が11月には施行されない見通しであることから、業務規程106条に基づき今年度に限り、当該要領の改正時期を暫定的に変更し、本機関ウェブサイトにて公表することとしたい。

(参考)

1 需要想定要領の改正時期について

業務規程 第19条抜粋

4 本機関は、前2項の結果や業務を通じて得られた知見等を踏まえ、需要想定要領の改正が必要であると認めるときは、評議員会の審議を経た上で、毎年11月上旬までに理事会において改正を決定する。

2 理事会の開催時期について

業務規程 第106条抜粋

理事会は、業務運営上やむを得ないときは、本規程に定める時期又は期限を暫定的に変更することができる。

【添付資料】

別紙：需要想定要領の改正時期の変更について（公表文案）

以 上

需要想定要領の改正時期の変更について

需要想定要領の改正時期は業務規程第19条第4項により、毎年11月上旬までに理事会において改正を決定することとなっております。今回の需要想定要領改正は、経済産業省令の改正を受けて実施する内容が含まれていますが、省令の改正が11月には施行されない見通しであることから、業務規程106条に基づき今年度に限り、当該要領の改正時期を以下のとおり、暫定的に変更いたします。

(変更前) 11月上旬

(変更後) 省令改正後

[\(別紙\) 現段階における需要想定要領の改正案](#)

以 上